

福島県起業家支援保証制度要綱

1 目的

この制度は、金融面から、新しい産業等を育成・支援することにより、地域経済の活性化に資することを目的とする。

2 要領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

(2) 融資の条件

①融資の対象者

A 一般枠

ア 創業者

県内で新たに事業を開始しようとする者（開業して5年未満の者を含む。）であって、具体的事業計画を有するとともに、客観的にみて事業に着手していることが明らかである者。

イ 事業承継者・第二創業者

既に中小企業者である者から事業を承継する者又は既に中小企業者であって、新たな分野の事業に進出しようとする事業承継者。

ウ 独立開業者

同一企業の勤務年数又は同一業種の従事年数が3年以上でその経験を有する事業を新たに開始しようとする者（開業して5年未満の者を含む。）、又は、法律に基づく資格を有する場合でその資格に基づく事業を新たに開始しようとする者（開業して5年未満の者を含む。）。

エ ベンチャー企業

新たに創造的な事業活動を行おうとする者であって、新たな事業を開始した時から概ね5年未満の者。

なお、上記アからエに掲げる対象者には「福島県中小企業制度融資におけるコミュニティビジネス取扱要領」に定めるコミュニティビジネスを営む、または、営もうとする中小企業者を含む。

B 創業関連保証枠

産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に定める創業者又は新規中小企業者で、次のいずれかに該当する者。

ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援事業（以下、「認定特定創業支援事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創

業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する
具体的計画を有する者。

イ 事業を営んでいない個人であつて、2月以内(認定特定創業支援事
業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行お
うとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社
が事業を開始する具体的計画を有する者。

ウ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続
して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該
新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有する者。

エ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過してい
ない者。

オ 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立
の日以後5年を経過していない者。

カ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続
して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後
5年を経過していない者。

キ 上記エに規定する創業者であつて新たに会社を設立したもの(以下、
会社設立創業者という)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を
当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した
日から起算して5年を経過していない者。

② 資金使途

運転資金・設備資金

なお、本制度並びに国の全国統一保証制度である創業関連保証(旧創業等関連保証を
含む)に基づく制度について、A、Bそれぞれの同枠における既存借入金の借換・一本
化ができるものとする。

③ 融資限度額

以下のA、Bを併用することを可能とする。ただし、無担保保険に係る保証を行う場
合にあつては、無担保保険限度額(8,000万円)以内とする。

A 一般枠

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、5,000万円。

運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度と
する。

a 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「強化法」という。)に
基づく経営革新計画の承認を受け、その事業を開始し、または開始しよう
とする者(改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律及び中小企業
経営革新支援法に基づく経営革新計画の承認を受けた者を含む)。

b 廃止前の中小企業創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(以下「旧創造

法」という。)に基づく研究開発等事業計画の認定を受け、その事業を開始し、または開始しようとする者。

c 廃止前の産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下「旧産業再生法」という。）に基づく経営資源活用新事業計画の認定を受け、その事業を開始し、または開始しようとする者。

d 特許法、実用新案法、意匠法等に基づく新技術、新製品等を事業化しようとする者。

イ 上記アに掲げる者以外の者については、2,000万円。

運転資金と設備資金を併用する場合は、2,000万円を限度とする。

ただし、創業者については、自己資金の5倍を限度とする。

※ 融資限度額の一覧

	創業者	第二創業者	独立開業者	ベンチャー
強化法の承認等、 旧創造法の認定、 旧産業再生法の認定、 特許等を有する者	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
上記以外	2,000万円 但し、自己資金の 5倍を限度とする。	2,000万円	2,000万円	2,000万円

B 創業関連保証枠

3,500万円

運転資金と設備資金を併用する場合は、3,500万円を限度とする。

④ 融資期間

10年以内（据置期間1年以内を含む）

⑤ 返済方法

分割返済とする。

⑥ 融資利率

金融機関所定利率

⑦ 保証人及び担保

A 一般枠

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

B 創業関連保証枠

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とする。担保は徴さない。

個人の場合 原則として連帯保証人は徴さない。担保は徴さない。

⑧ 信用保証料

必ず信用保証協会の保証付きとする。

A 一般枠

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	<u>1.05%</u>	<u>0.95%</u>	<u>0.80%</u>	<u>0.65%</u>	<u>0.55%</u>	<u>0.50%</u>	<u>0.40%</u>	<u>0.20%</u>	<u>0.05%</u>

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

B 創業関連保証枠

年0.35%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引いた料率が適用される。

(3) 融資取扱期間

随時

(4) 損失補償

本制度による融資を受けた者が返済不能となり、保証協会が代位弁済したときは、県は別に締結する契約により、保証協会に対して損失補償を行う。

(5) 申込み

A 一般枠

融資・保証を受けようとする場合は、「福島県起業家支援保証申込書」(様式)により、取扱金融機関に対して申込みを行うものとする。

B 創業関連保証枠

上記(2)①Bのア～ウに該当する者が融資・保証を受けようとする場合は福島県信用保証協会が別に定める「創業・再挑戦計画書」を、上記(2)①Bで認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う者が融資・保証を受けようとする場合は認定特定創業支援事業により支援を受けたことについての市町村長の証明書の写しを、その他の必要書類に添付し、取扱金融機関に対して申込みを行うものとする。

取扱金融機関は、すみやかにこれらの必要書類を保証協会に提出するものとする。

(6) 報告

保証協会は、毎月10日までに前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱 2（2）⑦についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱 2（2）⑦についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱 2（2）⑦についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年 8 月 2 日保証承諾分から適用する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱 2（2）⑦についてはこの限りではない。